

八戸漁業用海岸局

事業目的

試験船、取締船並びに一般漁船との間に漁業指導監督通信を行うことにより人命、財産の保全、航行の安全、海難の防止、操業秩序の維持、諸外国規制通信の確保等による漁業生産の向上と安定を図る。

事業内容

1. 実施期間 昭和61年4月1日～昭和62年3月31日
2. 交信海域 世界全域
3. 担当者 局長 尾崎義隆
主幹 目時利悦
総括主査 日下部恒雄
技師 尾崎秀秋
ほかに青森県無線利用漁業協同組合通信士 9名
4. 取扱通信種別
 - (1) 指導監督通信
 - イ 重要通信
 - ロ 保安通信
 - ハ 規制通信
 - ニ 非常通信
 - ホ 漁業指導監督通信
 - ヘ 気象通信
 - ト 周知通信
 - チ 漁海況通信
 - (2) 漁業通信
 - (3) 公衆通信
 - (4) 超短波通信 (27MHz)
5. 通信方式
 - (1) 無線電話 (SSB、DSB)
 - (2) 無線電信
 - (3) ファックス
 - (4) 国際テレックス
 - (5) セレコール

6. 聴取方法（遭難周波数無休）

1. 電 話 2182 K H Z
2. 電 信 2091 K H Z
3. 超短波 27524 K H Z

事 業 実 施 状 況

1. 新海岸局の建設および業務協定に係わる諸問題の解決に努めた。
2. 超遠距離通信（フォークランド・ニューヨーク沖等）の安定通信の確保を図った。
3. 漁業気象、航行警報の周知の充実を図り、海難防止に寄与した。
4. 漁海況の迅速なる収集、周知により漁業生産の向上に寄与した。
5. 200海里規制通信の徹底により、だ捕防止、安全操業に寄与した。

表1 取扱通数実績表（昭和61年4月～昭和62年3月）

月 別	指 導 監 督 通 信						漁業通信	公 衆 通 信				超 短 波 通 信		
	漁業指導通信 (件)	気象通信 (件)	周知通信 (件)	漁海況通信 (件)	重要通信		専用通信 (通)	公衆電報 (通)	業務通信 (通)	医療通信 (通)	周知通信 (件)	気象通信 (件)	専用通信 (通)	
					遭難通信 (件)	その他 (件)								
4	251	337	379	30		2	6307	465	22	2				
5	566	328	389	173		3	7663	380	9	0				
6	896	336	411	1145		4	10777	569	14	2		130	93	
7	1273	309	462	1421		2	10811	393	8	5	5	126	92	
8	1038	283	476	1336		6	13708	477	9	0	21	124	64	
9	747	279	459	1241		2	12549	417	3	2	20	111	73	
10	593	338	701	806		9	11278	413	15	2	76	127	51	
11	353	425	646	396		2	8842	371	5	2	49	180	81	
12	153	413	444	78		5	10631	4512	72	0	47	174	118	
1	137	483	394	35		2	8806	954	47	0	19	193	58	
2	165	902	430	6		9	8490	525	9	2	42	220	64	
3	129	646	477	5		4	8847	703	20	0	26	231	82	
計	6301	5079	5668	6672		50	118709	10179	233	17	305	1616	776	

表2 管内船舶局数

区 分	電信	電話	超短波	准 加 入		計
61.4.1	71	307	0	電信船 15	電話船 12	405
62.4.1	61	271	152	電信船 24	電話船 30	538

表3 事故通信取扱件数内訳

区分 件数	区分							
	衝突	航行不能	浸水	接触	死亡	負傷	病気	その他
50	1	9	3	3	3	10	20	1